

岡山市子ども・子育て会議 委員名簿

別冊

【任期】令和7年9月3日～ 令和10年9月2日まで

	氏 名	分 野	役職等
1	エバラ トモヒロ 江原 知博	小学校関係者	岡山市小学校長会代表
2	カナミツ ユリ 金光 友里	教育・保護者	岡山市国公立幼稚園・こども園PTA連合会会長
3	カワカミ エミコ 川上 恵美子	放課後児童クラブ 保護者	放課後児童クラブ保護者
4	カワダ イチロウ 河田 一郎	里親	岡山市里親会会長
5	シアク クミコ 塩飽 久美子	労働者団体	岡山市職員労働組合保育園・こども園支部支部長
6	スエヨシ コオイチ 末吉 幸一	中学校関係者	岡山市中学校長会代表
7	スギ タカシ 杉 尚	保育・保護者	岡山市私立認可保育園保護者
8	スギモト タカシ 杉本 賀	中学校・保護者	岡山市PTA協議会会長
9	タカヤマ マナブ 高山 學	保育事業者	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会会長
10	ナイトウ ススム 内藤 翔	労働者団体	岡山市教職員組合副執行委員長
11	ナカクラ マサツキ 永倉 正嗣	教育事業者	岡山市私立幼稚園・認定こども園協会会长
12	ネキ カズエ 根木 一江	保健福祉団体	岡山市愛育委員協議会副会長
13	ノリタケ ナオミ 則武 直美	児童養護施設事業者	岡山県養護施設等協議会会長
14	ハマノ マサコ 瀬野 昌子	保健福祉団体	岡山市民生委員児童委員協議会常任理事
15	ホソカワ ユウタ 細川 悠太	公募委員	若者枠
16	ホリイ ヒロシ 堀井 博司	学識経験	岡山大学特任教授
17	ヤフーキ レイコ 矢吹 玲子	高校関係者	岡山市立岡山後楽館高等学校校長
18	ヤマノウエ ジュンコ 山上 潤子	経済団体	岡山商工会議所女性会副会長
19	ヤマモト トモコ 山本 智子	学識経験	くらしき作陽大学教授
20	ヨシザワ アキ 吉澤 杏季	公募委員	若者枠

就学前教育・保育部会 委員(案)

	氏名	分野	役職等
1	金光 友里 かなみつ ゆり	教育・保護者	岡山市国公立幼稚園・こども園PTA連合会会长
2	塩飽 久美子 しおか くみこ	労働者団体	岡山市職員労働組合保育園・こども園支部支部長
3	杉 尚 すぎ たかし	保育・保護者	岡山市私立認可保育園保護者
4	嵩山 學 たかやま ます	保育事業者	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会会长
5	内藤 繁 ないとう すえ	労働者団体	岡山市教職員組合副執行委員長
6	永倉 正嗣 ながくら まさつぐ	教育事業者	岡山市私立幼稚園・認定こども園協会会长
7	根木 一江 ねぎ カズエ	保健福祉団体	岡山市愛育委員協議会副会長
8	瀬野 昌子 せの まさこ	保健福祉団体	岡山市民生委員児童委員協議会常任理事
9	堀井 博司 ほりい ひろし	学識経験	岡山大学特任教授
10	山本 智子 やまもと ともこ	学識経験	くらしき作陽大学教授

岡山市子ども・子育て会議について

岡山市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法において、市町村は、教育・保育施設などの利用定員を定める際や、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際には、審議会その他議制の機関の意見を聽くとともに、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に關し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議することとされています。「岡山市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の推進を図ることとしています。

1 組織

会議は、子ども・子育て支援に関する者、子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者、保護者等により、20人以内で組織するとともに、特別の事項の調査審議に必要な場合には、臨時委員を増員することができます。

2 委員の任期

委員の任期は3年とします。ただし、臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とします。

3 会議の開催

会議は、次の事項を調査審議するため、会長が必要に応じ召集し、開催します。

4 審議事項

- 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所など)の利用定員
- 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育など)の利用定員
- 国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画(「市町村子ども・子育て支援事業計画」)
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に關し必要な事項及び施策の実施状況

5 部会

所掌事務の一部について調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができます。

○岡山市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、岡山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を増員することができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 地域において子育て支援等を行う者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(会長等)

- 第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次条第1項及び第6項並びに第9条に係る議事は、委員の過半数が出席する会議において、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 部会の調査審議が終了し、及び議決を行ったときは、部会長は、その結果を会長へ報告しなければならない。
- 6 会長は、前項の規定による報告があったときは、子ども・子育て会議に諮るものとする。
- 7 第5条第3項の規定は部会長について、前条（第5項を除く。）の規定は部会の会議

について準用する。

(守秘義務)

第8条 子ども・子育て会議の委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年市条例第18号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

岡山市子ども・子育て会議傍聴取扱要領

平成25年9月3日

1 岡山市子ども・子育て会議の公開及び傍聴の許可

岡山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の会議は、原則として公開とする。

（1）会長は、子ども・子育て会議の傍聴を許可する。

ただし、会長は、子ども・子育て会議の円滑な運営に特に支障があると判断する場合には、子ども・子育て会議の決定により当日の傍聴を許可しないことができる。

（2）傍聴許可人数は、特に定めないものとする。

ただし、会長は、傍聴者が多数で子ども・子育て会議の運営に支障となると判断した場合は、傍聴許可人数を制限することができる。この場合には、当日の「傍聴整理券」の番号順に抽選を行い、当選者を決定するものとする。

2 傍聴の手続き

（1）傍聴の受付時間は、原則として子ども・子育て会議の開会予定時刻の30分前からとする。

（2）傍聴希望者（以下「傍聴者」という。）は、会場の受付において、所定の傍聴者受付表に必要事項を記入し、当日の「傍聴整理券」を受けた後、会長が傍聴を許可するまで、会議室前で待機する。

（3）会長が傍聴を許可した場合は、子ども・子育て会議事務局職員（以下「職員」という。）は当日の「傍聴許可書」を傍聴者に発行し、傍聴席に誘導する。

（4）傍聴者は、傍聴に当たり、当日の「傍聴許可書」を常時携帯し、「傍聴許可書」に記載された条件を遵守するとともに、会長及び職員の指示に必ず従うものとする。

3 傍聴許可の取り消し

（1）会長は、傍聴者が、「傍聴許可書」記載の条件に違反し、また、その他子ども・子育て会議の円滑な運営を妨げる行為等を行った場合は、これを制止するとともに、その制止に従わないときは傍聴の許可を取り消すことができる。

（2）傍聴者は、傍聴の許可を取り消された場合は、速やかに退室しなければならない。

4 傍聴者の退室

傍聴者が退室するときは、職員にその旨を伝え、「傍聴許可書」を返却のうえ退室するものとする。

5 子ども・子育て会議開催日時等の周知方法

子ども・子育て会議の開催日時等については、各関係機関への資料提供やホームページ上への掲載などで、市民への周知を図るものとする。

附則

この取扱要領は、平成25年9月3日から施行し、平成25年9月3日から適用する。

子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正:令和五年五月八日法律第十九号

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。